

土木学会学術振興基金助成事業規程

平成 10 年 1 月 23 日	理事会	制定
平成 12 年 9 月 14 日	"	一部改正
平成 18 年 4 月 21 日	"	一部改正

(総 則)

第 1 条 この規程は、土木学会会計規程 第 3 条第 2 項（平成 13 年 4 月 20 日）に定める基金会計 学術振興基金（以下「基金」という。）の助成事業に適用する。

(目 的)

第 2 条 この助成事業は、土木学会の個人会員および会員グループが行う学術的、国際的、試行的、萌芽的な学術活動や若手会員が企画する学術活動、あるいは委員会等が行う緊急性・新規性の高い学術活動に助成を行うことにより、わが国はもとより広く世界の土木界の進展に寄与することを目的とする。

(基金の原資)

第 3 条 この基金の原資は、鹿島建設株式会社 創立 1 5 0 周年記念における寄付金をもって充てる。

(助成金)

第 4 条 助成金は、原則として本基金の運用利息をもって充てる。

(交付規程)

第 5 条 この助成事業による助成金の交付は、別途定める「土木学会学術振興基金助成事業 助成金交付 内規（平成 18 年 4 月 21 日）」に基づいて実施する。

(担当委員会)

第 6 条 この助成事業の運営は企画委員会が担当する。

付則 1 本規程の制定および改正の経緯は次のとおりである。

平成 10 年 1 月 23 日 理事会 制定

平成 12 年 9 月 14 日 理事会 一部改正

平成 18 年 4 月 21 日 理事会 一部改正

付則 2 この規程は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。